様式第２号

誓　　　　約　　　　書

佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ令和７年度ＧＸモデル企業の創出に向けた県による支援の応募を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

記

* 別紙に掲げる参加要件を満たしています。
* 様式第１号から第３号までに記載した事項について事実と相違ありません。
* 虚偽や不正等が判明した場合は、事業者名等の情報を公表されることに同意します。
* 佐賀県から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
* 暴力団排除の資格要件確認のため、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

以上

令和　　年　　月　　日

佐賀県産業労働部産業グリーン化推進グループ推進監　様

所 在 地

名 　 称

代表者の職名・氏名（ふりがな）

代表者生年月日

**※ 代表者の氏名のみ法人の代表者又は個人事業者が自署してください。**

【別紙】参加要件

本公募に参加できる企業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。

①佐賀県内に本店又は本社を有すること。

②中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第２条第１項に規定する中小企業者であること（※）。

③法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税）等、納付すべき税金を滞納していないこと。

④自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならないこと。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(ア)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ)　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ)　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(エ)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

⑤本事業の成果に関して情報の開示や県が主催するセミナー等への出席について協力する意思があること。

⑥当事業に参加することについて、社内で意思疎通が図られていること。

※中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第２条第１項に規定する中小企業者（以下アからウまでのいずれかに該当する者）

ア　会社・個人

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 要件（いずれかを満たす） |
| 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員数 |
| 製造業（以下以外） | ３億円以下 | 300人以下 |
|  | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | ３億円以下 | 900人以下 |
| 卸売業 | １億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | ５千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業（下記以外） | ５千万円以下 | 100人以下 |
|  | ソフトウエア業又は情報処理サービス業 | ３億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | ５千万円以下 | 200人以下 |
| その他の業種 | ３億円以下 | 300人以下 |

イ　組合関連

|  |  |
| --- | --- |
| 組　織　形　態 | 常時使用する従業員数 |
| 企業組合 | 300人以下 |
| 協業組合 |
| 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 |
| 商工組合、商工組合連合会 |
| 信用協同組合 |

ウ　特別の法律により設立された組合又はその連合会

直接又は間接の構成員の３分の２以上が中小企業者に該当する者である者

|  |  |
| --- | --- |
| 組　織　形　態 | 常時使用する従業員数 |
| 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 | 300人以下 |
| 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 |
| 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 |
| 酒販組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 |
| 内航海運組合、内航海運組合連合会 |
| 技術研究組合 |